

令和8年度 足立区障がい福祉サービス等従事者永年勤続褒賞について

1 目的

区内の障がい福祉サービス等事業所に勤務する従事者の意欲向上と障がい福祉事業に対する社会的評価の向上・定着を図るため、成績優秀な永年勤続従事者に対して褒賞を行います。

2 主催

足立区

3 対象者

- (1) 推薦時（基準日）において区内の「指定障がい福祉サービス等事業所」に勤務する成績優秀な「利用者に直接介護サービスを行う従事者」であって、勤続年数が裏面の「勤続年数の基準」に該当する方。
- (2) 非常勤、パート等の従事者も対象ですが、雇用保険適用者に限ります。
※ 雇用保険適用者：1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上引き続いて雇用される見込みのある方等
- (3) 勤続年数算定の「基準日」は、令和8年8月31日とします。
- (4) 「指定障がい福祉サービス事業所」とは、次のいずれかに該当する事業所をいいます。
 - ア 東京都の指定を受けている区内の事業所
 - イ 足立区の指定を受けている区内の事業所
- (5) 「利用者に直接介護サービスを行う従事者」とは、次に該当する方をいいます。

法人の役員を除く、障がい福祉サービス事業所の利用者に直接介護サービスを行う方

※ 別紙2「対象事業種別・職種一覧」を参照してください。
- (6) 次のいずれかに該当する方は、褒賞受賞対象者から除くものとします。ただし、区長が特に必要があると認めたときはこの限りではありません。
 - ア 刑事事件に関して、推薦日現在起訴されている方、または刑に処せられていた方（刑の消滅した方を除く）
 - イ 過去に障がい事業で褒賞を受賞^{*}し、同じ区分で推薦された方
※ 今年度は初回のため、該当者はいません。
 - ウ 推薦書で勤続年数が確認できない方、または、他の法人の勤続年数を含む場合で、勤続年数が分かる「勤務証明書」が添付されていない方
 - エ その他、資格審査において不相当と認められた方

(7) 勤続年数の基準

ア 勤続「5年」の方

区内の指定障がい福祉サービス等事業所に基準日時点で引き続き「5年以上10年未満」勤務していること。または、複数の区内の指定障がい事業所で、継続して「5年以上10年未満」勤務しており、基準日時点で引き続き勤務していること。

イ 勤続「10年」の方

区内の指定障がい福祉サービス等事業所に基準日時点で引き続き「10年以上15年未満」勤務していること。または、複数の区内の指定障がい事業所で、継続して「10年以上15年未満」勤務しており、基準日時点で引き続き勤務していること。

ウ 勤続「15年」の方

区内の指定障がい福祉サービス等事業所に基準日時点で引き続き「15年以上20年未満」勤務していること。または、複数の区内の指定障がい事業所で、継続して「15年以上20年未満」勤務しており、基準日時点で引き続き勤務していること。

エ 勤続「20年」の方

区内の指定障がい福祉サービス等事業所に基準日時点で引き続き「20年以上25年未満」勤務していること。または、複数の区内の指定障がい事業所で、継続して「20年以上25年未満」勤務しており、基準日時点で引き続き勤務していること。

オ 勤続「25年」の方

区内の指定障がい福祉サービス等事業所に基準日時点で引き続き「25年以上」勤務していること。または、複数の区内の指定障がい事業所で、継続して「25年以上」勤務しており、基準日時点で引き続き勤務していること。

※ 病休、育休、産休等により実務に従事していなかった期間は勤続年数から除算となります。

※ 別紙3「勤続年数早見表」を参照してください。

4 褒 賞 褒状 および 記念品

ア 勤続「5年」	・・・	5,000円相当
イ 勤続「10年」	・・・	10,000円相当
ウ 勤続「15年」	・・・	15,000円相当
エ 勤続「20年」	・・・	20,000円相当
オ 勤続「25年」	・・・	25,000円相当

5 式典及び褒状・記念品の贈呈

式典の日時・場所等の詳細及び褒状・記念品のお渡しにつきましては、後日あらためてお知らせいたします。

6 受賞までの流れ（次の手順で決定します）

- (1) 足立区から各事業所あてに推薦依頼します。
- (2) 推薦期限までに「推薦書」「候補者名簿」「勤務証明書（他法人の足立区内障がい福祉サービス等事業所の職務履歴を含むことにより、勤続区分を満たす場合のみ必要）」を基準日（令和8年8月31日）現在、対象者が在職している法人から区担当に提出します。
- (3) 足立区が「推薦書」「候補者名簿」「勤務証明書」の内容を審査し、決定します。
- (4) 足立区から受賞決定の結果を通知します。
※ 「推薦書」等に虚偽の記載が発覚したときは、受賞後においても決定を取り消す場合があります。

7 留意事項

- (1) 基準日現在、勤続9年・14年・19年・24年に該当する方は、次年度、勤続年数の区分が今年度の区分から変更となりますので、ご注意ください。
例：今年度、基準日時点で9年の場合は勤続区分「5年」、次年度は10年となり、勤続区分「10年」に変更となる。
- (2) 今年度すべての対象者の推薦が必須というわけではありません。
今年度推薦しない場合や推薦できなかった場合には、次年度以降にあらためて推薦してください。

8 お問い合わせ

福祉部 障がい福祉課 障がい施設支援係

電話 03-3880-5708

Mail s-fukusi@city.adachi.tokyo.jp

担当 綾、渡辺、小泉